

電気事業法における「ダム」の取扱いについて

平成24年11月
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

ダムを伴う水力発電所については、ダムの損壊等による溢水や漏水等の被害が大きいため、電気事業法に基づき、一定の条件を満たす水力発電設備については、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、ダム水路主任技術者の選任、工事計画の届出が必要です(表参照)。電気事業法における「ダム」の取扱いについて、以下のとおり示します。

1. 電気事業法におけるダムの取扱い

電気事業法における「ダム」は、発電用として河川の流水を貯留又は取水するための土木工作物のことをいい、堤高は問いません。

2. 電気事業法における「ダム」とは取り扱わないものの例

(1) ヘッドタンク

ヘッドタンクは、水車に流れる水量を調整するもので、発電用として河川の流水を貯留又は取水するための設備ではありませんので、電気事業法における「ダム」とは取り扱いません。(電気事業法施行規則別表第2においても、ダムとヘッドタンクは明確に区分されています。)

(2) 農業用水路等内の堰について

河川の流水の占用、河川区域内の土地の占用又は河川区域内の工作物の新設に伴う河川法の許可を受けることを要しない農業用水路又は工業用水路等内に設置する堰であれば、流失や損壊が発生しても、堰き止められた流水は既存の農業用水路等内を流下するだけであり、堰の上流側よりも下流側の水位が上昇する可能性は小さいため、溢水や漏水による被害発生のおそれが小さいと考えられることから、電気事業法における「ダム」とは取り扱わないこととします。

ダム水路主任技術者の選任等の要否について

電気工作物の分類	出力等条件	保安規程届出	主任技術者選任		工事計画届出
			電気	ダム水路	
事業用電気工作物	ダムを伴う 又は最大出力200kW以上 又は最大使用水量1m ³ /s以上	要	要	要	要
	ダムを伴うものを除き かつ最大出力20kW～200kW未満 かつ最大使用水量1m ³ /s未満	要	要	不要	不要
	上水道施設、下水道施設、工業用水道施設の落差を利用する水力発電設備 かつ敷地外にダムや水路が存在しないもの	要	要	不要	不要
一般用電気工作物	ダムを伴うものを除き かつ最大出力20kW未満 かつ最大使用水量1m ³ /s未満	不要	不要	不要	不要

【関係法令】

- ・ [電気事業法（昭和39年法律第170号）](#)
- ・ [電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）](#)
- ・ [平成24年経済産業省告示第100号](#)

本件に関するお問い合わせは、水力発電設備の設置場所を管轄する産業保安監督部等又は経済産業省商務流通保安グループ電力安全課までお問い合わせください。

【問い合わせ先一覧】

名称・連絡先など
北海道産業保安監督部電力安全課 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 電話: 011-709-1725 http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/
関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎 電話: 022-221-4947 http://www.safety-tohoku.meti.go.jp/
関東東北産業保安監督部電力安全課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 電話: 048-600-0391 http://www.safety-kanto.meti.go.jp/
中部近畿産業保安監督部電力安全課 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5-2 中部経済産業局総合庁舎 電話: 052-951-2817 http://www.safety-chubu.meti.go.jp/
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署 〒930-0856 富山県富山市牛島審町11番7号富山地方合同庁舎 電話: 076-432-5580 http://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/
中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館 電話: 06-6966-6047 http://www.safety-kinki.meti.go.jp/

中国四国産業保安監督部電力安全課

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

電話：082-224-5742

<http://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎

電話：087-861-8586

<http://www.safety-shikoku.meti.go.jp/>

九州産業保安監督部電力安全課

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡第1合同庁舎

電話：092-482-5519

<http://www.safety-kyushu.meti.go.jp/>

那覇産業保安監督事務所保安監督課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎

電話：098-866-6474

<http://www.safety-naha.meti.go.jp/>

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1742

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/